

解決のお手伝いをします。

調停センター“すてっき”のメリット

双方ともに納得できる解決をサポートします。

公正・中立な第三者(調停人)を交えた話し合いを通じ、当事者の事情や意見なども考慮し、法的な権利や義務を定めるにとどまらない双方が納得できる柔軟な解決を目指します。解決後の関係維持・改善も期待できます。



あなたのプライバシーや秘密は厳守されます。

手続は非公開で行われます。あなたのプライバシー保護などを配慮し他人に知られることなく解決を図れます。

専門家がサポートします。

あなたのトラブルの実情をふまえ、司法書士、弁護士が解決のサポートをします。



手続の内容や費用に関しては依頼前にわかりやすくご説明いたします。

説明を聞いた上で、よく考えてから当センターのご利用をお考えください。

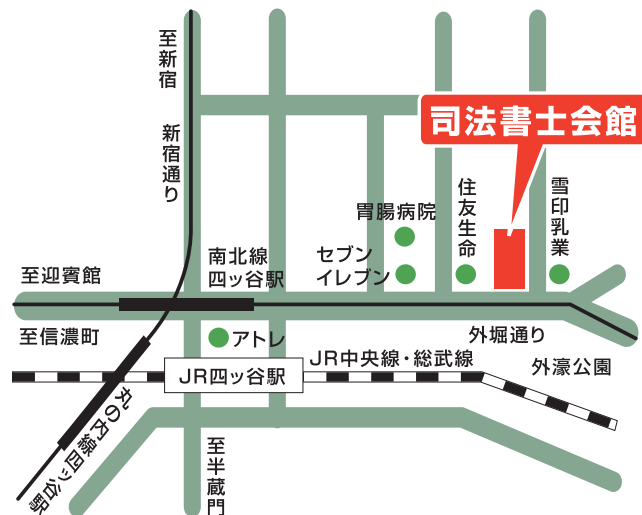


調停センター“すてっき”のもう1つのメリット。

解決に至らなかった場合でも、裁判所での調停を省略する事が可能となったり、調停期間中は、時効期間が中断する場合があります。

かいけつサポートとは?

- 裁判によらないで紛争を解決する手続(裁判外紛争解決手続)の一種です。
※裁判外紛争解決手続とは、裁判以外の方法で紛争を解決する方法をいいます。
英語ではAlternative Dispute Resolutionといい、その頭文字をとってADRと呼ばれています。
- 裁判外紛争解決手続には様々なものがありますが、「かいけつサポート」は、このうち、話し合いにより紛争の解決をめざす民間のサービスで、法務大臣の認証を受けたものです。



アクセス

JR中央線・総武線「四ッ谷駅」徒歩5分
東京メトロ丸ノ内線「四ッ谷駅」徒歩5分
東京メトロ南北線「四ッ谷駅」徒歩5分

〒160-0003
東京都新宿区本塩町9-3 司法書士会館2F

TEL : 03-3353-8844
URL : <http://www.tokyokai.or.jp>

毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで(祝祭日を除く)
(但し、調停は土曜、日曜、祝祭日を含む午前9時から午後8時まで可能)

2009.10



東京司法書士会 調停センター

すてっき



東京司法書士会調停センター“すてっき”

認証番号 第22号
認証年月日 平成20年12月10日



調停センター“すてっき”では 話し合いによる紛争

法的トラブルで悩んでいませんか?

友人とお金の貸し借りや、ご近所との騒音問題など、日常生活に起こる、ちょっとした「トラブル」。「いきなり裁判ざたには、したくないし……、かといって、このままにもしておけない……」、「泣き寝入りもイヤだし……」。そんな時には、私たち調停センター“すてっき”[※]をご利用ください。話し合いを通じて、お互いが納得できる形での紛争解決へのお手伝いをいたします。お気軽に当センターまでお問い合わせください。

※当センターは「裁判外紛争解決手続の促進に関する法律(ADR法)」による法務大臣の認証を取得した機関です。民事に関する紛争解決のお手伝いをいたします。但し、トラブルの内容によっては話し合いによる解決が困難な場合があります。

手続をよりスムーズに進めるための 大切な3つのポイント

- 1** **トラブルの相手は誰か?**
話し合いの相手の住所、氏名、電話番号(携帯番号)などを明確に把握しておいてください。相手方に連絡や通知をしますので必要となります。
- 2** **トラブルの相手に何を求めるか?**
どのような解決を希望するのか、相手方に何を求めるのかを整理しておいてください。
- 3** **どのような内容のトラブルですか?**
いつ、どこで、どのような事が原因でトラブルが生じたのかを具体的に整理しておいてください。資料などがあれば準備しておいてください。

調停の進行について



トラブルは解決したいけど・・・
裁判なんて大げさだし



1 申込書受付
(調停センター“すてつき”事務局)

2 調停管理者(司法書士)による申込相談、手続の内容・特長のご案内*

3 調停依頼書受付
(調停センター“すてつき”事務局)
*調停手続開始
*申立事務手数料の納付をしていただきます。

4 調停管理者から、調停の依頼があったことを相手方に通知

5 調停管理者から、相手方の事情と出席するか否かを確認する。

相手方より拒否
又は
出席意思不表明
終了

6 承諾
相手方への手続の内容・特長のご案内*

7 調停人(司法書士)の選任

8 第1回調停
調停管理者による第1回調停日の日程調整

9 次回(第2回目)続行となる事件の場合の説明・確認事項

10 第2回調停

11 第3回調停・・・

調停人による
終了

合意成立による
終了

調停の終了
●申込人の取り下げ
●相手方の離脱

*ADR法14条(裏表紙に記載)に基づく説明

調停管理者について

「調停管理者」とは、利用者の方に当センターをご利用頂くにあたり、調停手続の流れ、費用の説明、日程調整や必要書類のご案内などの事務連絡、相手方への調停への参加を勧誘するなど、調停手続を円滑に実施するためのサポートをする者です。



利用者の皆様は、手続終了まで、ご不明なことは調停管理者にご相談ください。なお、調停管理者とは別の者が調停人になります。

調停人について

紛争の解決に向けた当事者間の話し合いを円滑に進めるためのお手伝いや、合意した内容を確認したり合意内容を文書にまとめたりする者です。



Q&A

どんな悩みやトラブルでも利用できるの?



A 民事に関する事件に関して、ご利用頂けます。
例えば・・・建物の貸主と借主のトラブル
相続に関する親族間のトラブル
会社内などでのトラブル など

費用はどのくらいかしら?

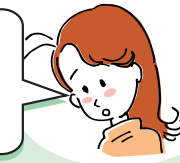


A (1) 申立事務手数料 金10,000円(消費税別、以下同じ。)
(2) 調停実施手数料(手続実施者報酬) 各当事者金5,000円
(3) 合意成立手数料 以下のとおり

合意成立の価額	手数料額
140万円以下	金3万円
140万円を超え300万円以下	金3万円+(合意金額-140万円)×5%
300万円を超え1000万円以下	金11万円+(合意金額-300万円)×3%
1,000万円超	金32万円+(合意金額-1000万円)×1%

平成21年9月15日現在

どのくらいの時間がかかるの?



A 話し合い1回につき、2時間程度を予定しています。当センターの基準として、3回以内の話し合いにより解決することを想定しています。4回以上になる際は、話し合いを継続されるか否かを当センターより、当事者双方にご確認いたします。

絶対に他の人に知られたくないの。秘密は守られるの?



A 1.調停手続は非公開です。
※当事者の同意を得て、終了した調停手続の概要(当事者の氏名等が特定されないよう措置を講じたものに限ります。)を公表する場合があります。
2.調停手続に関与する者には守秘義務が課されています。
3.調停手続に関する書面は、施錠された保管庫に保管するなど厳重に管理します。

相手の人を呼び出したり、約束したことを守らせる強制力はあるの?



A 当センターで行う話し合いには、強制力はありません。そのため、相手方が出席されない場合、手続終了となってしまいます。当センターは、お互いの話し合いにより解決するお手伝いをその目的としているため、申込頂く前に、皆様が当センターを利用した場合、相手方も出席頂けるか、事前にご確認されることをお勧めいたします。呼び出し同様、当センターで話し合われた結果にも、強制力はありません。但し、裁判とは違い、当事者双方が納得しなければ、約束は成立しません。そのため、成立した約束を守って頂ける可能性は、極めて高いといえます。

話し合う場所

原則は、司法書士会館ですが、当事者の希望をお聞きし、他の場所で行なうこともできます。但し、司法書士会館外での開催は、秘密を守ることのできる場所を確保する必要があるため、ご相談を頂き、会館外での開催ができるか決定いたします。

必要なもの

- 1.ご印鑑(認印可)
- 2.身分証明書(免許証、パスポートなど)
- 3.費用

